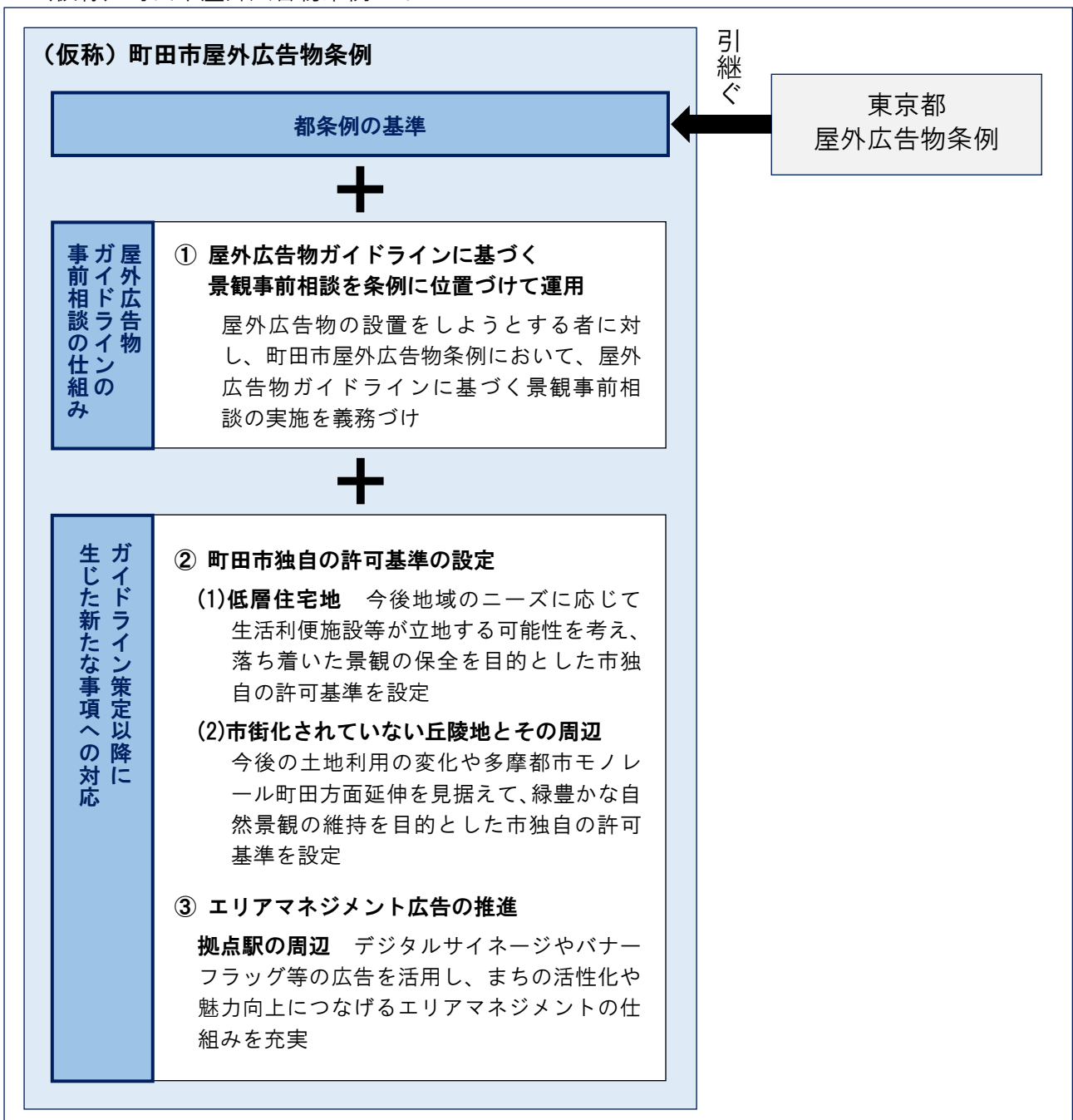


前回の議論のふりかえり

- ・新たに(仮称)町田市屋外広告物条例を制定し、次の2点に取り組む。
 - * 町田市屋外広告物ガイドライン(景観編)に基づく景観事前相談を町田市屋外広告物条例または町田市景観条例に位置づけて運用。
 - * 東京都屋外広告物条例の基準等を町田市屋外広告物条例にも引き継ぎつつ、屋外広告物ガイドライン策定以降に生じた新たな事項に対応。
- ・屋外広告物ガイドライン策定以降に生じた新たな事項への対応として、「低層住宅地」や「市街化されていない丘陵地とその周辺」では周辺の景観と調和した屋外広告物を誘導するための町田市独自の許可基準を設定する。また、「拠点駅の周辺」ではまちの活性化や魅力向上につながるエリアマネジメント広告を推進する。

■ (仮称) 町田市屋外広告物条例のイメージ



景観事前相談について

■ 景観事前相談の運用の方向性

・町田市屋外広告物ガイドライン（景観編）に位置づけられているものの、任意のお願い事項となっている広告物等の「景観事前相談」を、条例^{※1}で義務づけ^{※2}する。

・町田市屋外広告物ガイドライン（景観編）では、屋外広告物のほかに、窓の内側から屋外に向けて掲出される広告物（窓面利用広告物）も適用対象としている。

→条例^{※1}においても窓面利用広告物を「特定屋内広告物」として位置づけ、特定屋内広告物を表示しようとする場合にも景観事前相談を義務づけ^{※3}する。

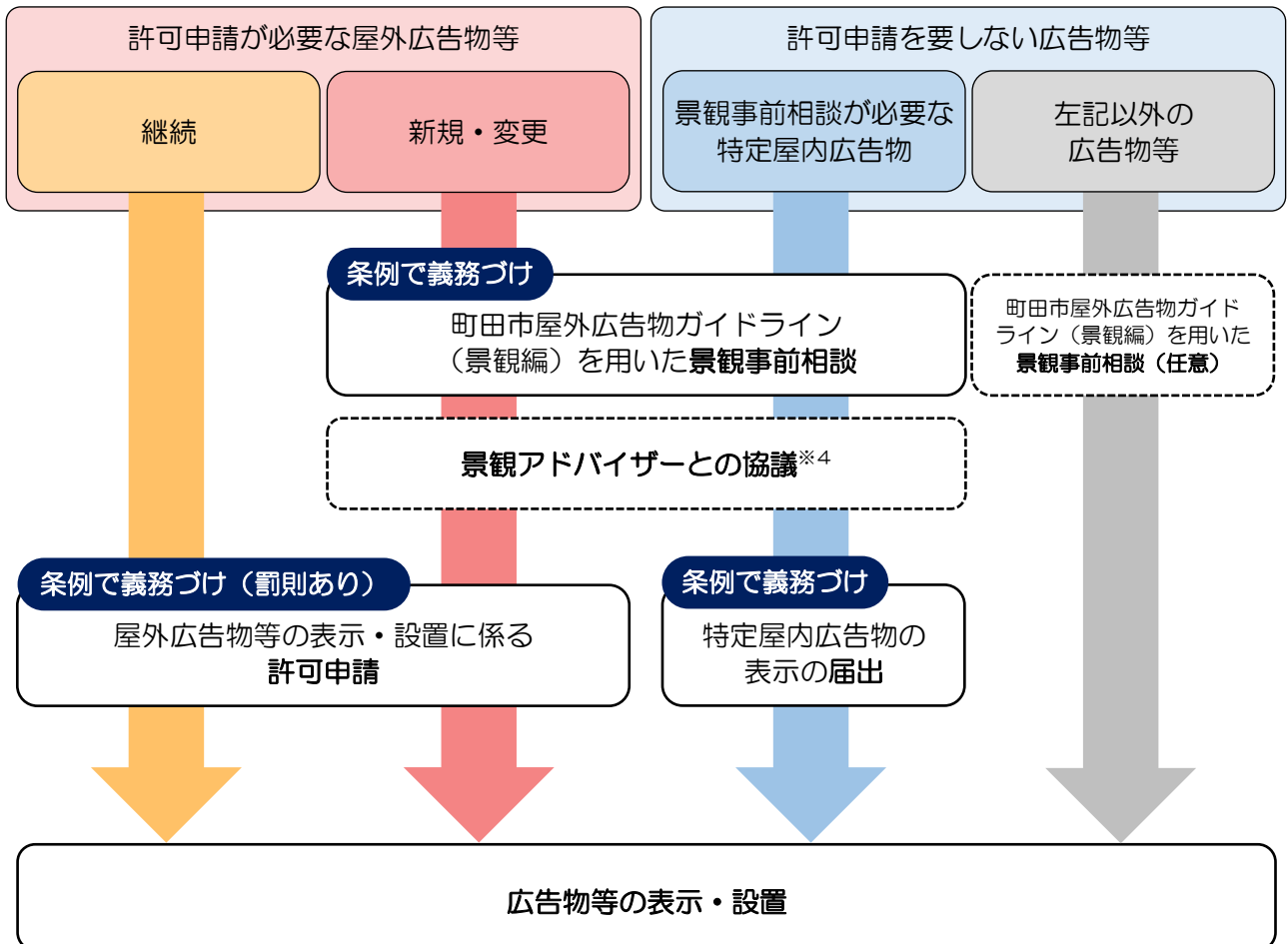


窓面利用広告物の例(町田市屋外広告物ガイドライン(景観編)より引用)

・屋外広告物の許可申請の際に、景観事前相談の完了通知書を添付してもらう。特定屋内広告物の表示にも届出を義務づけ^{※3}し、届出書に景観事前相談の完了通知書を添付してもらう。

- ※1 町田市屋外広告物条例または町田市景観条例のいずれかに規定する。
- ※2 義務づけは、許可申請が必要なものに限る。
- ※3 義務づけは、仮に屋外で表示された場合に許可申請が必要となる広告物に限る。また、窓面からの距離が2mを超えるものは適用除外とする。

■ 広告物等に関する景観事前相談、許可申請、届出のフロー



※4 協議の実施は、担当課において必要と判断した場合に限る。

町田市独自の許可基準の設定について

(1) 低層住宅地（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域）

■ 許可基準設定の方向性

生活利便施設等に表示される屋外広告物が周囲の落ち着いた景観と調和したものになるよう、東京都屋外広告物条例の基準を強化した町田市独自の基準を定める。

■ 主な許可基準（案）

赤字：(仮称) 町田市屋外広告物条例で独自に強化する基準

項目	広告物の種類	東京都屋外広告物条例の 現行の許可基準	町田市屋外広告物条例の 許可基準（案）
種類	自家用広告物等以外	禁止	禁止
	屋上利用広告物等	禁止	禁止
	壁面突出広告物等	禁止	禁止
表示面積	全て	合計 20 ㎡以下 (学校・病院は合計 50 ㎡以下) ※自家用広告物であって自己の事業 や営業の内容を含まないものに限る	合計 20 ㎡以下 (学校・病院は合計 50 ㎡以下) ※自家用広告物であって自己の事業や営業の 内容を含まないものに限る
	壁面利用広告物等	1 面の表示面積は 50 ㎡以下 (合計面積の基準があるため、学校・ 病院以外は実質 20 ㎡以下) 1 壁面あたりの表示面積の 合計は、壁面面積の 30%以下	1 面の表示面積は 50 ㎡以下 1 壁面あたりの表示面積の 合計は、壁面面積の 30%以下
上端高さ	建植広告物等	地上 10m 以下	地上 4m 以下
	壁面利用広告物等	地上 52m 以下 (建築物の高さ制限があるため、実質 地上 12m 以下)	地上 4m 以下 ★ただし、自家用広告物(自己の事業や 営業の内容を含まないものに限る) は、以下のいずれかであれば表示可能 ・名称等を構成する文字や記号等を 塗料等で壁面に直接描くもの ・名称等を構成する文字や記号等を 金属等で作成し、壁面に直接取り付 けるもの
照明	全て	ネオン管の使用禁止 道路、鉄道、軌道の区域では 光源点滅・赤色光使用の禁止	ネオン管の使用禁止 道路、鉄道、軌道の区域では 光源点滅・赤色光使用の禁止
色彩(彩度)	全て	—	1 面の表示面積が 3 ㎡を超える場合、 表示面積の過半の色の彩度は、 色相に応じて、下記の通りとする。 ・0.1R~10Y:彩度 8 以下 ・0.1GY~10G、0.1PB~10RP:彩度 6 以下 ・0.1BG~10B:彩度 5 以下 ※色相及び彩度は、日本産業規格 Z8721 に定める 表示の方法によるものとする。
色彩(色数)	全て	—	1 面の表示面積が 3 ㎡を超える場合、 色数は 4 色以下
余白	全て	—	余白の面積割合が表示面積の 30%以上

注：上表で「許可基準」としているものは、実際は自家用広告物の適用除外基準として規定するものも含む。

広告物等の上端高さ

基準設定の考え方

- ・屋外広告物の上端高さを地上 4m 以下とする。
* 市が低層住宅地で運用している基準（低層住宅地に建てられないコンビニ等の建築を特例で許可する「第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域におけるコンビニ等に係る建築基準法第 48 条の規定に基づく許可基準」において「屋外広告物の高さは 4m 以下」としている）に合わせて設定。
- ・企業名や建物名等を建物の上部に文字やマークのみで表示する場合は、景観に与える影響も小さいため上端高さの基準を適用しない。(★)

・東京都屋外広告物条例：自己の氏名、名称、店名または商標を表示する広告物等に限って、上端高さの基準を適用除外
・茅ヶ崎市屋外広告物条例：建築物、店舗、事業所の名称等を表示する広告物等で、文字や記号等を壁面に直接描くか、金属等で作成し壁面に直接取り付けられる場合には上端高さの基準を適用除外

市内の低層住宅地の屋外広告物の現状

- ・兼用住宅や診療所等においては、上端高さが地上 4m 以上の広告物等も設置されている（特例許可の要らない用途であり、「屋外広告物の高さは 4m 以下」の基準が適用されないため）。
→ 建植広告物等については、高さ 4m を超える既存不適格物件への対応を検討する必要がある。
壁面利用広告物等については、上記★の規定により、既存不適格はあまり発生しないと考えられる。
- ・建築物を伴わない貸駐車場の建植広告物等は上端高さが地上 4m 以下であることが多い（高さ 4m を超える広告板は建築の手続きが必要になるため）。

表示面に使用する色彩(彩度)

基準設定の考え方

- ・表示面の過半を高彩度色以外とする。
* 図と地の色の反転等、街並みに与える影響の大きい高彩度色の使用面積を抑えるような配慮を求める。
* 高彩度色の色彩の範囲は町田市屋外広告物ガイドライン（景観編）21 ページのコラムを参考に設定。
- ・1 面の表示面積が 3 ㎡（単独で許可申請が必要となる「5 ㎡」の半分）を超える場合にのみ基準を適用する。
* 規模が小さな広告物の影響の小ささや、既存不適格の量を考慮。

市内の低層住宅地の屋外広告物の現状

- ・コーポレートカラーを地色として使うなど、高彩度色が過半を占める広告物は多く存在する。
- ・上記のうち、1 面の表示面積が 3 ㎡を超えるものはあまり多くないが、コンビニエンスストアの軒下の看板などが該当する可能性がある。

表示面に使用する色彩の数

基準設定の考え方

- ・色数を 4 色以下に抑える。 * 既に表示されている屋外広告物の現況を踏まえて設定。
- ・1 面の表示面積が 3 ㎡（単独で許可申請が必要となる「5 ㎡」の半分）を超える場合にのみ基準を適用する。 * 規模が小さな広告物の影響の小ささや、既存不適格の量を考慮。

市内の低層住宅地の屋外広告物の現状

- ・背景色 1~3 色、文字色 1~2 色で合計 4 色以内に収めている広告物が多い。

表示面の余白

基準設定の考え方

- ・適度な余白を設けることで、広告物等は低層住宅地の街並みに合った、派手すぎない印象となる。
→ 最低限確保する余白の割合を 30%以上とする。 * 他自治体の事例（奈良市）を踏まえて設定。
- ・広告物等の形状によって望ましい余白の取り方が異なるため、条例では最低限の基準を設けるにとどめ、町田市屋外広告物ガイドライン（景観編）や景観事前相談と組み合わせながら誘導を図る。

市内の低層住宅地の屋外広告物の現状

- ・営業日や料金など、細かい情報が表示されている広告物等の場合、30%以上の余白が取れていない。

(2) 市街化されていない丘陵地とその周辺(市街化調整区域のうち用途地域無指定の区域)

■ 許可基準設定の方向性

将来的に表示される可能性のある屋外広告物が里山の良好な景観を阻害しないよう、市街化調整区域のうち、用途地域が無指定である区域について、第一種・第二種低層住居専用地域と同等の許可基準を設定する。

■ 主な許可基準(案)

赤字：(仮称)町田市屋外広告物条例で独自に強化する基準

項目	広告物の種類	東京都屋外広告物条例の現行の許可基準	町田市屋外広告物条例の許可基準(案)
種類	屋上利用広告物等	—	禁止
	壁面突出広告物等	—	禁止
表示面積	全て	—	合計 20㎡以下 (学校・病院は合計 50㎡以下)
	壁面利用広告物等	1面の表示面積は 50㎡以下 1壁面あたりの表示面積の合計は、壁面面積の 30%以下	1面の表示面積は 20㎡以下 (学校・病院は 50㎡以下) 1壁面あたりの表示面積の合計は、壁面面積の 30%以下
上端高さ	建植広告物等	地上 10m 以下	地上 4m 以下
	壁面利用広告物等	地上 52m 以下	地上 4m 以下 ただし、自家用広告物(自己の事業や営業の内容を含まないものに限る)は、以下のいずれかであれば表示可能 ・名称等を構成する文字や記号等を塗料等で壁面に直接描くもの ・名称等を構成する文字や記号等を金属等で作成し、壁面に直接取り付けるもの
照明	全て	道路、鉄道、軌道の区域では露出したネオン管の使用禁止	ネオン管の使用禁止
		道路、鉄道、軌道の区域では光源点滅、赤色光使用の禁止	道路、鉄道、軌道の区域では光源点滅、赤色光使用の禁止
色彩(彩度)	全て	—	1面の表示面積が 5㎡を超える場合、表示面積の過半の色の彩度は、色相に応じて、下記の通りとする。 ・0.1R~10Y:彩度 8 以下 ・0.1GY~10G、0.1PB~10RP:彩度 6 以下 ・0.1BG~10B:彩度 5 以下 ※色相及び彩度は、日本産業規格 Z8721 に定める表示の方法によるものとする。

広告物等の種類

基準設定の考え方

- ・低層住宅地と同様に、屋上利用広告物と壁面突出広告物の設置を禁止する。
*屋上利用広告は、建物や地形地物で構成されるスカイラインに与える影響が大きいため、丘陵地である市街化調整区域においては設置を禁止することが望ましい。
- *壁面突出広告は下端の高さが道路から 2.5~4.5m 以上に制限されるが、市街化調整区域では上端高さの基準を地上 4m 以下とするため、設置が現実的ではなくなる。

市内の市街化調整区域の屋外広告物の現状

- ・現状で設置されている広告物等は、建植広告物等(地面に直接設置する広告板)が多い。

広告物等の表示面積

基準設定の考え方

- ・低層住宅地の許可基準に合わせて表示面積の合計の基準(20㎡以下。学校や病院の場合は 50㎡以下。)を設定する。ただし、禁止区域ではないので自家用広告物には限らない。
- ・1面の表示面積も 20㎡以下(学校や病院の場合は 50㎡以下)とする。
*合計面積の基準と整合させるため。

市内の市街化調整区域の屋外広告物の現状

- ・近隣施設の案内誘導のための広告物等が多く、通行する自動車に向けてアピールするため、人間よりも大きな広告物が設置されているところもある。
- ・ただし、現状で設置されている広告物等で、1面や合計の表示面積が 20㎡を超えるものは無い。

広告物等の上端高さ

基準設定の考え方

- ・低層住宅地の許可基準(町田市で独自に強化するもの)に合わせて地上 4m とする。

市内の市街化調整区域の屋外広告物の現状

- ・近隣施設の案内誘導のための広告物等が多く、通行する自動車に向けてアピールするため、人間よりも大きな広告物が設置されているところもある。
- ・ただし、現状では、高さが地上 4m 以下に収まっていると思われる広告物等が多い。

照明

基準設定の考え方

- ・低層住宅地の許可基準に合わせて設定する。
- ・ネオン管は、露出していないものも含めて禁止となり、道路、鉄道、軌道の区域以外においても禁止される。

市内の市街化調整区域の屋外広告物の現状

- ・強化後の規制に抵触するような広告物等は設置されていない。

表示面に使用する色彩(彩度)

基準設定の考え方

- ・低層住宅地の許可基準(町田市で独自に強化するもの)に合わせて表示面の過半を高彩度色以外とする。
- ・1面の表示面積が 5㎡(単独で許可申請が必要となる「10㎡」の半分)を超える場合にのみ基準を適用する。
*規模が小さな広告物の影響の小ささや、既存不適格の量を考慮。

市内の市街化調整区域の屋外広告物の現状

- ・近隣施設の案内誘導のための広告物等が多く、通行する自動車に向けてアピールするため、地色に高彩度色を用いているものも存在する。

(仮称) 町田市屋外広告物条例の構成 (案)

(仮称) 町田市屋外広告物条例は、現行の東京都屋外広告物条例の内容を引き継ぎ、下表の構成とする。

■ 町田市屋外広告物条例の構成 (案)

町田市屋外広告物条例の構成 (案)	東京都屋外広告物条例 で対応する章	町田市で独自に 検討する主な内容
第1章 総則 <主な事項> ・ 条例の目的や用語の定義 ・ 市、市民、広告主及び屋外広告物業者等の責務	第1章 総則 (第1条～第5条)	・ 条例の目的や各主体の責務等
第2章 広告物等の制限 <主な事項> ・ 禁止区域、禁止物件、許可区域 ・ 特定の区域指定 (地区計画、広告協定地区等) ・ 適用除外 (具体的な基準は施行規則に規定) ・ 広告物の規格、総表示面積の規制 (具体的な基準は施行規則に規定)	第2章 広告物等の制限 (第6条～第22条)	・ 町田市独自の許可基準を設定 (具体的な基準は施行規則に規定)
第3章 広告物等の許可 <主な事項> ・ 許可申請 (具体的な手続きは施行規則に規定) ・ 許可の期間 (具体的な期間は施行規則に規定) ・ 屋外広告物管理者の設置 ・ 変更、更新の許可申請 (具体的な手続きは施行規則に規定) ・ 設置期間終了後の除却 ・ 許可手数料 (具体的な金額は施行規則に規定) ・ 許可の特例	第3章 広告物等の許可 (第23条～第30条)	・ 景観事前相談を義務づけ ・ 窓面の内側から外に向けて表示する広告物のうち、一定規模以上のものに届出を義務づけ ※上記いずれも、景観条例または屋外広告物条例のどちらかに規定
第4章 監督 <主な事項> ・ 許可の取り消し ・ 違反広告物に対する行政措置命令 ・ 違反広告物を略式代執行で除却した場合の保管	第4章 監督 (第31条～第38条)	—
※町田市は景観行政団体として屋外広告物条例を定めるため (屋外広告物法第28条)、屋外広告業に係る事務については東京都からの権限移譲を受けない。	第5章 屋外広告業 (第39条～第55条)	—
第5章 雑則 <主な事項> ・ 審議会への意見聴取 ・ 報告等の徴取、立入検査等 ・ 規則への委任	第6章 屋外広告物審議会 (第56条～第64条) 第7章 雑則 (第65条～第67条)	※審議会の設置、運営に係る事項は別途、審議会条例と同規則で規定
第6章 罰則 <主な事項> ・ 条例の規定に違反した場合の罰金や過料など	第8章 罰則 (第68条～第71条)	—
附則 <主な事項> ・ 施行日 ・ 経過措置	附則	・ 既存不適格の広告物に対する経過措置を規定
別表 許可手数料	別表	—